

熊本市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

熊本市消防長及び消防署長の資格を定める条例を次のように制定する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 消防長の資格は、次のとおりとする。

(1) 本市の消防職員として消防事務に従事した者で、本市の消防署長の職又は本市の消防本部における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。

(2) 本市の行政事務に従事した者で、次に掲げる職に2年以上あったものであること。

ア 局の長又はこれと同等以上と認められる職

イ アに掲げる職を補佐する職又はこれと同等以上と認められる職（アに掲げる職を除く。）

(消防署長の資格)

第3条 消防署長の資格は、本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令長以上の階級に1年以上あったものであることとする。

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に高遊原南消防組合の職員であった者で引き続き本市の職員となったものに係る第3条の規定の適用については、同条中「本市」とあるのは、「本市又は旧高遊原南消防組合」とする。

(提出理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行による消防組織法（昭和22年法律第226号）の一部改正に伴い、消防長及び消防署長の資格を定めるため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。